

電子情報通信学会東海支部 卒業研究発表賞選奨規程

平成 22 年 3 月 1 日制定

第 1 条 東海支部規程第 4 条第 2 項に基づく学生会事業に関し、卒業研究発表会にて成果をあげた学生員の表彰はこの規程により行う。

第 2 条 選奨の種類は、「卒業研究発表賞」とする。

第 3 条 卒業研究発表賞は、東海支部主催の卒業研究発表会（3 月開催）にて優秀な発表を行い、その将来を嘱望される者に贈呈する。

第 4 条 卒業研究発表賞は、口頭発表部門とポスター発表部門に分けて選定する。受賞者数は発表件数の 10%程度とする。

第 5 条 選定は卒業研究発表会の座長等の投票により行い、支部長の承認により決定する。

第 6 条 この卒業研究発表賞は、賞状および副賞を授与する。副賞は最優秀者に 5,000 円、優秀者に 3,000 円相当とする。

第 7 条 選奨の授与等は、卒業研究発表会終了後において贈呈する。

第 8 条 この規程の改正は支部役員会によって行われる。

（附則）

平成 23 年 2 月 15 日一部改正

平成 24 年 1 月 12 日一部改正

以上